

☆☆知って得する☆☆

助成金・給付金について

建設業の法人様向け（建設助成金）

（人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース）

建設事業主等に対する助成金制度とは

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員に技術向上のため、技能講習・特別教育・安全衛生教育を受講させた場合に、その一部が事業主に対して助成される制度です。

対象となる事業主とは

建設労働者を雇用して建設事業を行う事業主を指します。

詳しくは、厚生労働省の最新版パンフレットをご確認ください

受給資格の有無については、所管の労働局またはハローワークに問い合わせください。

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行う「一人親方」および「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主にはあたりません。

個人様向け（一般教育訓練給付金）

教育訓練給付金制度とは

雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付金制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額（上限10万円）をハローワーク（公共職業安定所）から支給されるものです。

対象となる方は

以下の全ての要件を満たしている方が支給対象者になります。

1.雇用保険の被保険者である方（在職者）または被保険者であった方（離職者）のうち、被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが1年以内（※妊娠、出産、育児、疾病などの理由により教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方。

2.受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回の場合は1年以上）ある方。

※前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方、雇用されていた期間は、他の事業者等に雇用されるなど被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その期間も通算します。

※助成金、給付金などの申請・受給の手続き方法、その他の詳細は所轄の労働局またはハローワークへ直接お問い合わせください。